

令和 8 年度
こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託
募集要項
(公募型プロポーザル方式)

令和 8 年 7 月

こども青少年局

1 案件名称

令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、国が示す「デジタル社会の形成に関する重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」におけるデータ利活用制度の基本方針を踏まえ、大阪市におけるこども関連施策の高度化を目指すものである。国の方針では、データ利活用と個人情報保護は不可分一体であり、技術的・社会的変化に応じた個人情報保護法のアップデートが示唆されており、市としてもこれに追随する情報収集と対応が求められている。

一方、大阪市においては「大阪市こども計画（令和7年度～令和11年度）」が策定されており、こども・若者の個性が輝く社会の実現に向けた施策が推進されている。この施策を円滑かつ着実に実行するためには、関連データの安全かつ効率的な利活用が不可欠である。そのためには、強固なセキュリティを担保しつつ、庁内の所属横断的な視点を取り入れたデータ利活用環境の構築が重要となる。

以上の背景に基づき、本業務では「課題探究」として以下のプロセスを実施する。

○現状把握と課題整理

こども関連施策におけるデータ連携の現状を分析

○ユースケースの優先付け

どのデータを優先的に利活用すべきかを選定

○連携基盤シナリオの検討

データ連携を実現するための具体的な基盤構築案を検討

最終的に、これらの検討結果を統合し、中期的な「データ利活用方針案」を作成することを本業務の目的とする。

上記目的の達成に向けて、受注者の持つ最新ソリューションや国・自治体の動向などの知識やノウハウ、過去にデータ連携などに携わった経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙「令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金 38,731,255 円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

大阪市内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。
- (3) 企画提案書提出時点において、大阪市競争入札参加停止 措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加資格者名簿（物品供給・業務委託）に登録種目「10：情報処理－01：情報処理－01：システム企画・開発」及び「13：その他代行－17：各種施策研究・調査－01：各種施策研究・調査」で登録していること。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|---|
| ・ 公募開始 | 令和 8 年 7 月 17 日（金） |
| ・ 質問受付締切 | 令和 8 年 7 月 24 日（金） |
| ・ 質問に対する回答 | 令和 8 年 8 月 5 日（水） |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 8 年 8 月 12 日（水） |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和 8 年 8 月 17 日（月） |
| ・ 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 8 月 21 日（金） |
| ・ プロポーザルの実施（予定） | 令和 8 年 9 月 1 日（火）午後
または 9 月 3 日（木）午前 |
| ・ 選定結果通知 | 令和 8 年 9 月中旬頃 |
| ・ 契約締結・事業開始（予定） | 令和 8 年 10 月 1 日（木） |
| ・ 事業完了 | 令和 9 年 3 月 31 日（水） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 公募開始日から令和8年8月12日（水）まで
いずれの日も午前9時30分から午後5時00分まで
（午後0時15分から午後1時00分は除く）
上記日程および時間以外は一切受け付けない。
- イ 提出書類
以下のとおり。なお、様式1から3はA4版で大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードすること。
(1) 令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務 公募型企画提案参加申請書（様式1）
(2) 令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務 公募型企画提案参加申請に係る誓約書（様式2）
(3) 法人の概要（様式3）
- ウ 提出部数
提出部数は正1部、副（写し）1部 合計2部とする。
- エ 提出場所
大阪市こども青少年局企画部総務課（システム管理・DX推進グループ）
大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階
※提出にあたっては、事前に電話（連絡先：06 - 6208 - 8476）により日時を調整のうえ持参すること。郵送・FAXによる受付は行わない。
なお、電話連絡を行う際は午前9時30分から午後5時00分の間に行うこと。
- オ 参加資格決定通知
令和8年8月17日（月）午後5時30分までに原則E-mailにより通知する。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間
公募開始日から令和8年7月24日（金）午後5時00分まで
- イ 提出方法
「質問票（様式4）」に記載し、メール（送信先：kodomo-ict@city.osaka.lg.jp）により提出する。メールの件名は、「質問：令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託（事業者名）」とすること。また、電子メール送信後、必ず電話で本市側のメール受信について確認をすること。
なお、電話で本市側のメール受信について確認する際は令和8年7月24日（金）午後5時30分までに行うこと。
- ウ 回答
令和8年8月5日（水）までに大阪市こども青少年局のホームページに掲載し、個別には回答しない。ただし、質問がない場合は掲載しない。

7 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案書等の作成

- ア 企画提案書に関し所定となる様式は大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードし、A4版にて作成すること。
- イ その他詳細については「令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託企画提案書作成要領」を確認の上、作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間 令和8年8月19日（水）、20日（木）、21日（金）
いずれの日も午前9時30分から午後5時00分まで
（午後0時15分から午後1時00分は除く）
上記日程および時間以外は一切受け付けない。
- イ 提出書類
令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託 企画提案書
※令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託企画提案書作成要領抜粋
 - (1) 企画提案書本編（様式なし。提案内容の補足資料を含む。）
 - (2) 実施計画書（様式なし。）
 - (3) 業務実施体制表・プロジェクト実施体制図（様式5）
 - (4) 本業務と同種又は類似業務の実績調書（様式6）
 - (5) 配置予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式7）
 - (6) 提案価格及び予定作業の工数内訳（様式なし）
- ウ 提出部数
正本1部、副本8部
※副本8部については、審査用とするため事業者名が推定できる内容（会社名、代表者氏名、ロゴマーク等をマスキング（黒塗り）したものを提出すること。
- エ 提出場所
大阪市こども青少年局企画部総務課（システム管理・DX推進グループ）
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階
※提出にあたっては、事前に電話連絡（連絡先：06-6208-8476）により日時を調整のうえ持参すること。郵送・FAXによる受付は行わない。
なお、電話連絡を行う際は午前9時30分から午後5時00分の間に行うこと。

8 選定に関する事項

(1) 選定方法及び選定基準

- ア 企画提案書の提案内容については、令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託事業者選定会議にて審査を行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定会議委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション

(1) 開催日時 令和 8 年 9 月 1 日（火）午後、または 9 月 3 日（木）午前

(2) 開催予定場所 大阪市役所（大阪市北区中之島 1-3-20）

3 階 301 共通会議室

(3) 内容・方法 別途企画提案書等の提出者に対し連絡する

エ その他詳細は「令和 8 年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託選定者決定基準」を参照すること。

(2) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は本市が指示する場合を除き認めない。

カ 企画提案書等の内容に不明な点がある場合は、別途、応募者にヒアリングを行うことがある。また、必要があると認めたときは、応募者に追加書類の提出を求めることがある。

キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク 本委託事業で生じる成果物の所有権、著作権については、大阪市に帰属する。

(2) 提出先及び問合せ先

大阪市こども青少年局企画部総務課（システム管理・DX 推進グループ）

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階

電話 06-6208-8476